

さつき台南地区防災計画
(案)

令和6年2月28日

さつき台南自主防災会

さつき台南自治会

内容

1. はじめに	1
2. 計画の目的と対象範囲	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の対象範囲	1
(3) 対象範囲の概況	2
(4) 予想される災害リスクの特性	2
3. 本計画で想定する災害	3
4. 自主防災組織と活動	3
(1) 自主防災活動の体制	3
(2) 平時の活動	5
5. 風水害への対処	8
(1) 発災前の対応	8
(2) 発災後の対応	9
6. 計画の実践と検証	10
(1) 防災訓練の実施・検証	10
(2) 地区防災計画の周知徹底	10
(3) 計画の見直し・改善	11
(4) 自主防災会の仕組みの見直し・改善	12

1. はじめに

平成 23 年に発生した東日本大震災では、地震や津波によって、市町村自体が被災してしまい、行政が被災者を助けることが難しい地域が多く発生するなど、公助の限界を目の当たりにする一方、地域コミュニティでは、生き残った地域住民等が助け合っその危機を乗り越えるなど、改めて共助の重要性が指摘される結果となりました。

「地区防災計画制度」は、このような教訓をもとに、地域コミュニティにおける共助による防災活動を促進し、地域防災力の向上を図ることを目的として、平成 26 年 4 月 1 日の「災害対策基本法」の一部改正により、新たに創設されました。

地区防災計画は、地域特性や現況をよく知る住民が主体となって作成し、行政に提案する計画であり、地区の防災力を強化していこうとするものです。

昨今、大規模災害は、これまで以上に頻発化・激甚化しており、いつ・どこで発生するのか分からない状況の中、地区防災計画は地域防災力を向上させる手段として不可欠なものとなりつつあります。

さつき台南地区は、地区のほぼ全域が奈良県の指定する土砂災害警戒区域（土石流）に入っています。そのため、特に、土砂被害には注意を払わなければなりません。

また、災害時に支援が必要となる高齢者の割合も増加傾向であり、災害時の共助の重要性も高まっており、避難所運営等についても、地区住民が主体的に役割を担っていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、災害時における地区住民の命と安全を守る観点から、「さつき台南地区防災計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

今後、本計画に基づき、平時の防災教育や訓練等を行い、地区の防災力の向上を図るとともに、災害時の共助の取組を進めることで、たとえ災害が起こったとしても、誰もが安全・安心に避難できる体制づくりなどを進めていきます。

2. 計画の目的と対象範囲

（1）計画の目的

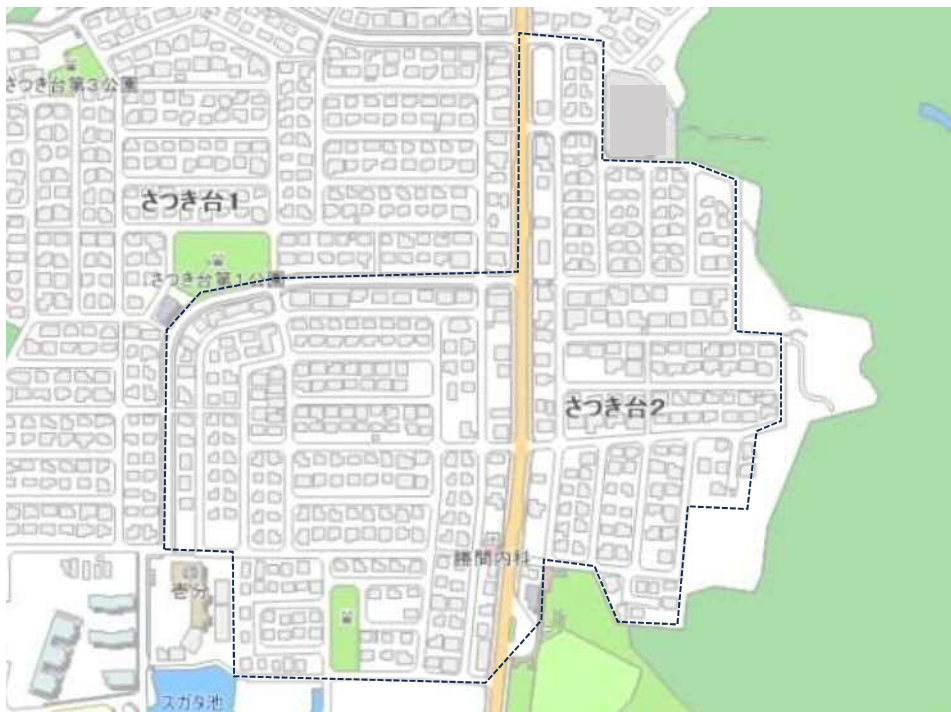
本計画は、さつき台南自主防災会による活動をもとに、「自助」と「共助」と「公助」の連携を高め、防災力の向上を図り、「命を守る」行動を行い、「守った命を繋ぐ」活動に引き継ぎ、災害時の被害を最小限に留めることを目的とします。

（2）計画の対象範囲

本計画では、下記の地区を対象とします。

《対象範囲》

- ・奈良県生駒市さつき台2丁目 全域地区



出典：生駒市ホームページ

図1 計画の対象範囲

(3) 対象範囲の概況

本計画の対象範囲（以下、「本地区」という。）は、矢田丘陵の北西に位置する住宅地と商業地で形成された地区であり、令和5年8月現在の人口及び世帯数等は、以下のとおりです。

- ・人口：1, 141人、65歳以上の高齢者371人（高齢化率32.5%）

※住民基本台帳による

- ・戸数：403戸 ※自治会把握による

(4) 予想される災害リスクの特性

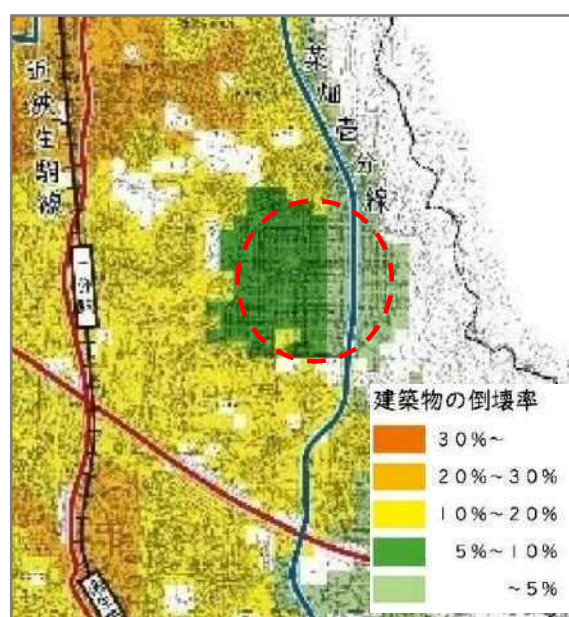
- ・本地区は、ほぼ全域が土砂災害警戒区域（土石流）に、さらに北東部の一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に含まれており、特に風水害に伴う土砂災害に注意が必要な地区となっています（図2）。
- ・風水害時に地区内に浸水のリスクはありませんが、隣接する地区の別院川やスガタ池は風水害時に氾濫・決壊のリスクがある（スガタ池については地震での決壊も考えられる）ので、最寄り指定避難施設である壱分小学校に避難する際の経路に注意が必要です。

- ・風水害時に市から避難指示等が出ても、住民が避難しない傾向が強いため、土石流が発生した場合には大きな人的被害が発生する恐れがあります。
- ・地震については、生駒市で最も被害が大きいとされている「生駒断層地震（マグニチュード 7.5）」が起こった場合であっても、建物倒壊率は地区全体として5%前後と予測されています（図3）。
- ・地震災害時には断水とともに火災の発生も予想されますが、地区内では大規模な延焼は比較的発生しにくいと考えられます。



出典：生駒市総合防災マップ（R5.3）

図2 土砂災害計画区域図



出典：生駒耐震改修促進計画（R3.3）

図3 地震時の建築物倒壊率図

3. 本計画で想定する災害

本計画では、大雨が発生しやすくなっているといわれる近年の気象傾向から、発生の蓋然性が高く、発生した場合には地区内の広範囲に被害が及ぶと予想される風水害時の土砂災害への対処、中でも平日の日中における要支援者の適切な避難の実施を特に緊急性の高い課題ととらえ、これを重点に計画を作成しました。今後、段階的に地震災害を想定するなど、必要に応じて、適宜、見直しを行っていくものとします。

4. 自主防災組織と活動

(1) 自主防災活動の体制

さつき台南自主防災会は、自治会に属し、災害時には効果的に災害対応を行うための重要な組織です。風水害発生時には「災害対策本部」を設置します。

自主防災会の組織編制および各班の役割と役職（風水害発生時）は、図4・図5のとおりです。

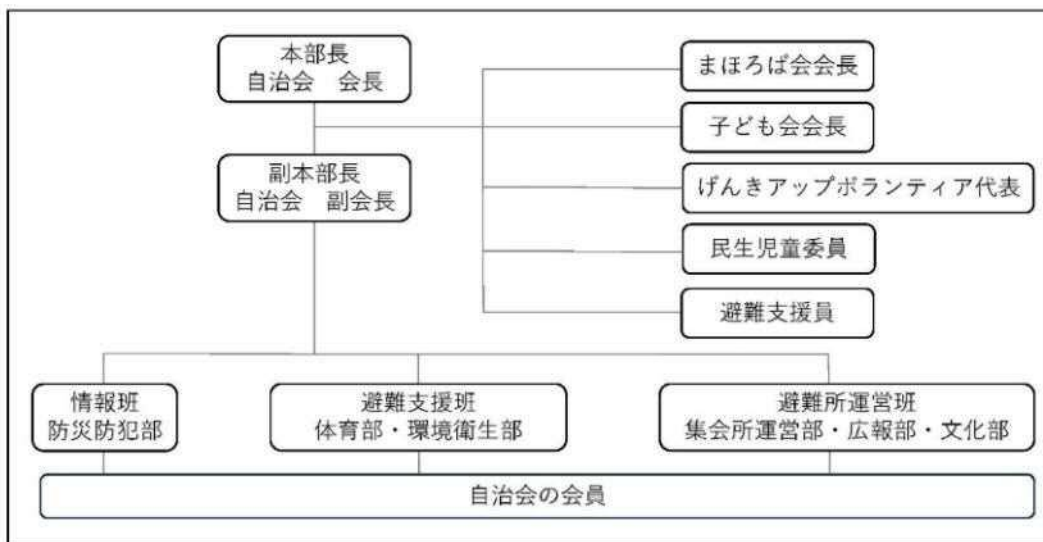


図4 風水害時の活動組織図（災害対策本部）

平時	災害対策本部設置時		
会長	本部長	自主防災会役員	
副会長	副本部長		
防災防犯部長	情報班長		
体育部長	避難支援班長		
環境衛生部長	避難支援副班長		
集会所運営部長	避難所運営班長		
広報部長	避難所運営副班長		
文化部長	避難所運営副班長		
1班～19班の班長	平時の部門役員の指示で支援活動		
1班～19班の班員	所属班班長の指示で支援活動		
まほろば会	本部長と協議の上支援活動		
子ども会			
げんきアップボランティア			
民生児童委員			
避難支援員	災害時要支援者の避難支援		

図5 さつき台南自治会 役員の平時・災害対策本部設置時の役職

(2) 平時の活動

平時の活動については、自治会の会長、副会長、防災防犯部長が中心となり、下記の活動を行い、地区住民と協力し、防災活動に取り組みます。

① 防災知識の普及・啓発

防災対策に住民の一人ひとりが関心を持ち、平時からその備えをすることが重要な活動となります。そのために必要な防災知識の普及や啓発活動を次のとおり行います。

ア 普及啓発事項

- ・ 地区内における土砂災害警戒区域と土石流災害の危険性に関すること。
- ・ 避難情報が発令された場合の正しい避難行動に関すること。
- ・ 災害時の避難経路や最寄りの指定避難施設に関すること。
- ・ 避難時に携行すべきものと平時の準備に関すること。
- ・ 防災組織及び防災計画の取組に関すること。
- ・ 風水害の知識に関すること。
- ・ 災害発生後の地域活動の在り方に関すること。
- ・ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。

イ 普及啓発の方法

- ・ 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ・ 地区集会、研修会等の開催
- ・ 集会所へのパネル等の展示

ウ 実施時期

- ・ 年度当初の役員会・班長会において計画を審議し、適宜実施します。

② 地区内の危険箇所の把握と防災マップ作成

地区での防災対策を行うには、地区の実情を知ることが必要不可欠です。

本地区では、地区内の危険箇所や防災上問題のある場所等を確認し、指定緊急避難場所である壱分小学校、AED 設置場所、消火器設置場所を明示した地区独自の防災マップを作成しています。

今後も必要に応じて防災マップの検証・見直しを行います。



図6 さつき台南自治会防災マップ

注) 壱分幼稚園の北西部の道路を使用し、南側の道路、更に南へ下っていく道路はスガタ池の決壊や別院川の氾濫を考慮し、使用しないでください。

③ 指定避難所・指定緊急避難場所・避難経路の確認

毎年度、自主防災会の役員交代後のなるべく早い時期に、避難所運営班等で最寄りの指定避難施設(壱分小学校)の状況を確認するとともに、当該施設の利用について、学校側及び市の避難所担当職員等との認識の共有を図ります。

【最寄りの指定避難施設】

生駒市立壱分小学校：奈良県生駒市壱分町 3 5 6 - 1

小学校 校舎入口



図7 壱分小学校1階平面図

- ・警戒レベル3 高齢者等避難などの避難情報が市から発令された段階で学校の正門と来賓用玄関の鍵が開錠されるので、赤の矢印に沿って多目的教室に避難してください。

④ 災害時の連絡手段の整備

平時の時から、災害時の連絡手段を整備しておく必要があります。

新年度の役員交代時に、新役員名簿、役員 LINE を作成します。

自治会の会員には災害時、「さつき台南自治会公式 LINE」を使って情報伝達することを、回覧や広報誌を通じて周知を徹底します。また、定期的に LINE の使い方の講習会を行います。

⑤ 防災資機材の点検、備蓄品について

防災資機材や備蓄品等は、災害発生時やその後の生活に役立ちます。

本地区では消火器や AED、防災資機材や備蓄品等を整備し、日頃の点検を行い、使用方法を確認しています。

防災資機材や備蓄品はさつき台南集会所に保管し、自主防災会内で防災資機材リストを共有しています。

⑥ 防災訓練の実施

防災訓練は、災害時に素早く的確に行動するために欠かせない活動です。

本地区は、当面は風水害時を想定した情報伝達、避難及び避難支援について訓練を実施します。また関係自治会等と調整し、可能であれば共同して避難所の運営訓練を実施します。避難訓練等の防災訓練を年 1 回以上定期的に実施します。

防災訓練後には、訓練の振り返り等を行い、必要に応じて活動内容や体制の見直しを行うとともに、訓練内容もあわせて改善します。

地震を想定した訓練（救出救助や避難誘導等）の検討は、本計画を見直して地震災害を想定した内容に拡充してから着手します。

⑦ 気象庁アプリと市公式 LINE の登録

会長・副会長・防災防犯部長・防災防犯部員は、気象庁アプリと市公式 LINE を登録し、それぞれが発表する情報を速やかに得られるようにします。

5. 風水害への対処

(1) 発災前の対応

① 大雨警報（気象庁発表）・台風接近時

会長・副会長・防災防犯部長・防災防犯部員は、大雨警報や台風接近情報に気付いた段階で、役員名簿や役員 LINE を用いて連絡を取り合います。会長・副会長・防災防犯部長は状況を確認し、今後避難が必要となる可能性があることを共有し、避難支援員に準備を促します。必要に応じて、災害対策本部をさつき台南集会所に設置します。

② 警戒レベル3「高齢者等避難」発令時（生駒市が発令）

- ア 会長・副会長・防災防犯部長は、災害対策本部をさつき台南集会所に設置します。災害対策本部設置後は、災害対策本部の役職名で呼称します。
- イ 避難支援員へ、避難行動要支援者への連絡・対応を要請します。
避難支援員（要支援者1人に対して支援員2名）が「要支援者リスト」や「個別避難計画」をもとに避難活動を行います。避難支援員が不在の場合、災害本部から避難支援班に支援を要請します。
- ウ 本部長より、自治会公式LINEで、警戒レベル3が発令されたことを知らせます。
- エ 本部長より、まほろば会・子ども会・げんきアップボランティアへ連絡し支援活動について協議を開始します。

③ 警戒レベル4「避難指示」発令時（生駒市が発令）

- ア 災害対策本部を指定緊急避難場所（壱分小学校）へ移設します。
- イ 避難行動要支援者が警戒レベル3で避難していない場合、支援員へ避難行動要支援者への連絡・対応を再度要請します。
- ウ 本部長より、自治会公式LINEで、警戒レベル4が発令されたことを知らせます。
- エ 自主防災会役員は、班内で自宅にとどまっている各世帯に声をかけつつ、自らも率先して避難します。
- オ 地域において土砂崩れや冠水など、何らかの被害が発生した場合や、その兆候と思われる事象を察知した場合は、各自で消防もしくは生駒市の災害対策本部に通知してください。あわせて、地域でも情報を共有するために、さつき台南自治会の災害対策本部に通知してください。得た情報を精査し、必要に応じて自治会公式LINEで周知します。

④ 警戒レベル5「緊急安全確保」発令時（生駒市が発令）

本部長より、自治会公式LINEで、警戒レベル5が発令されたことを知らせます。
土砂災害警戒区域内の住民の避難状況を確認して、避難開始が遅れて未だ自宅にとどまっている方があれば、すでに屋外の移動が危険な状況になっているため2階以上の斜面から遠い側の部屋に退避するなど、努めて自宅において安全を確保する行動をとるよう促します。

(2) 発災後の対応

【各役員・各班の職務内容】

- ・「本部長・副本部長」＝統括

大規模な土砂災害が発生する等地域に大きな被害があり、多数の避難者が発生した場合等には、住民の安否確認を行い、市の捜索・救助活動に協力しつつ、自主防災

会の活動統括を行います。

班員の招集を行い、指揮を執ります。

災害の発生時間や状況により想定通りの招集ができない場合、班の再編を行います。

・「情報班（防災防犯部）」＝情報の収集・伝達

防災行政無線・テレビ・ラジオ等から正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。各班長からの地区の被災状況を取りまとめ、生駒市災害対策本部等の関係機関へ報告をします。

・「避難支援班（体育部・環境衛生部）」＝避難所への誘導

地区内の被災状況を確認しながら、指定緊急避難場所や指定避難所に速やかに安全に避難誘導します。

・「避難所運営班（集会所運営部・広報部・文化部）」＝避難所運営

指定緊急避難場所や指定避難所での避難者の避難生活の支援を行います。指定緊急避難場所への支援物資が必要な場合の持ち込みを行います。

避難所が開設された場合は、「生駒市避難所運営マニュアル」に沿って、行政や他の自治会やボランティア団体等と連携し、役割分担や避難所のルール、食料の配布方法等を地区の中心となり、避難所の運営に当たります。

避難所生活を共にする可能性の高い近隣地区の住民も含めた話し合いも検討します。

6. 計画の実践と検証

（1）防災訓練の実施・検証

災害発生時に、地区住民が地区防災計画に定めた防災活動を実施できるよう、生駒市や消防機関等の各関係機関と連携しながら、災害を想定した訓練を定期的に行います。訓練は、地区住民が地区防災計画に定められている災害時の活動を確認するとともに、その実効性を検証する機会とします。また、訓練の結果を振り返り、検証することで、改善点を整理します。必要に応じて計画の内容を見直すことで、より実効性の高いものとなり、本地区の防災力を高めます。

（2）地区防災計画の周知徹底

- ① 地区防災計画を、地区全戸に配布し、全住民が知識を共有します。
- ② 地区防災計画の中で重要なことをピックアップし、自治会報の中で適時回覧を行います。繰り返し継続して発信することにより、自治会員の理解を深める一助にしたいと考えます。
- ③ 防災訓練時は、地区防災計画の重点事項である LINE 等の「情報伝達訓練」と「災害時要支援者の避難訓練」を加え、万一の場合にしっかりと対応できるよう

にします。

項目	実施時期	担当	活動内容
防災知識の普及啓発活動	毎年1回以上	自主防災会役員	・研修会を開催する。 ・広報紙、チラシ等を配布する。
防災訓練	同上	全住民 自主防災会役員	・どこを通過して避難するか、経路を確認する。 ・物資の確保、炊き出し等の訓練を行う。 ・救出・救護の手順を確認する。 ・住民への情報伝達を確認する。 ・資機材の使い方を確認する。
避難行動要支援者把握	同上	会長	・市から送られてくるリストを確認する。

図8 地区防災計画に沿って実施する活動内容

(3) 計画の見直し・改善

作成された計画は、時間の経過とともに地区の実情と合わなくなったり、毎年のように改正されていく地域防災計画との齟齬が生じたりするため、定期的に見直し、必要な改正を行います。

また、今回は特に緊急性の高い「土砂災害（土石流）」を想定災害としたうえで、作成しましたが、今後、地震災害を想定するなど、必要に応じて、適宜、見直しを行っていくものとします。

項目	実施時期	担当	活動内容
地区防災計画（風水害編）	毎年2月末までに	自主防災会役員 （地区防災計画小委員会を設置）	1年間の訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画の見直しを行う。
地区防災計画（地震災害編）	令和9年2月末までに	自主防災会役員 （地区防災計画小委員会を設置）	令和7年に総合防災訓練が予定されているので、それに併せて検討し作成する。
壱分小学校避難所運営マニュアル	令和9年2月末までに	自主防災会役員 （地区防災計画小委員会を設置）	令和7年度に総合防災訓練が予定されているので、それに併せて壱分小学校を避難先とする自治会と連携し作成する。

図9 地区防災計画の今後の見直し

(4) 自主防災会の仕組みの見直し・改善

自主防災会の活動を継続していく為に、防災に関する知識を共有し広げていく新しい仕組みを作る必要があります。自治会内での防災士資格取得の支援、その方々を中心とした自主防災会顧問の配置などを検討していきます。

- 審議案件

2) さつき台南地区防災計画について

11

地区防災計画とは？

【背景】

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害発生後の災害対策がうまく働かないことが強く認識された。

そのため、**地域コミュニティにおける共助**による防災活動を促進し、地域防災力の向上を図ることを目的に、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「**地区防災計画制度**」が新たに創設された。

（平成26年4月1日施行）

【特性】

地区の**住民が主体**となって作成し、**行政に提案**する計画 ⇒ **地域防災計画の一部に**

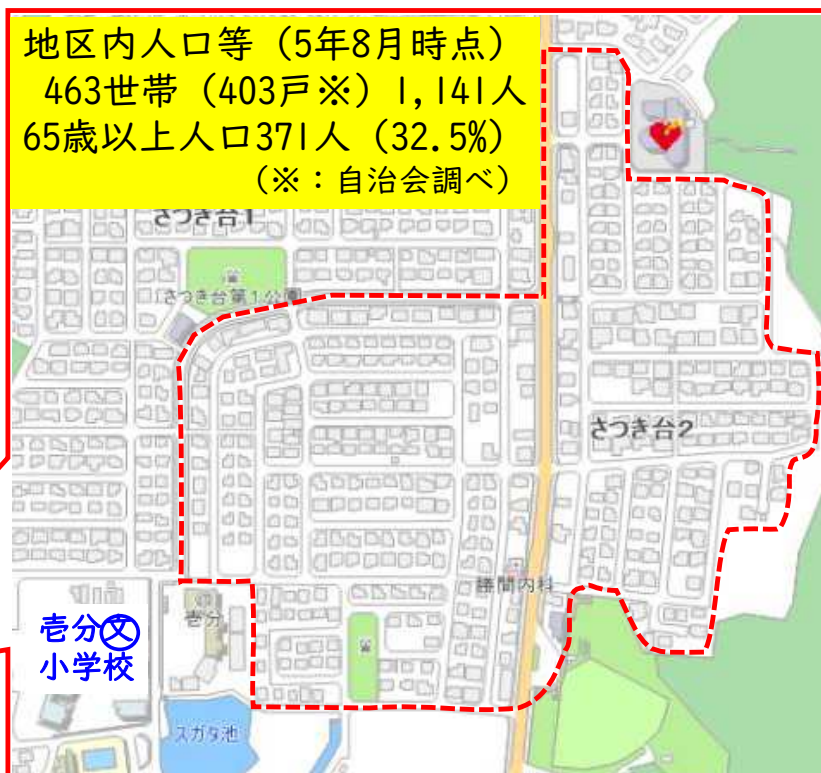
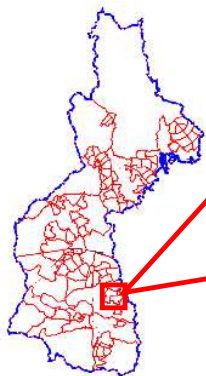
【参考】

生駒市では、既に3地区が策定済

- **鹿ノ台**地区防災計画（平成29年2月24日承認）
- **あすか野**地区防災計画（平成29年2月24日承認）
- **白庭台**地区防災計画（令和3年2月15日承認）

提案概要

計画名称	さつき台南地区防災計画
作成主体	さつき台南自主防災会 さつき台南自治会
提案者	さつき台南自主防災会 会長 酒井洋幸氏 他 役員8名
対象範囲	本市さつき台2丁目全域 (図参照)



背景・経緯

【従来の認識・対処の考え方】

- ◎避難情報が発令されても、おやみに避難 (指定避難所へ水平避難) する必要はない。
- ◎むしろ **自宅に留まっている方が安全**。
- ◎必要な場合は **先ず集会所へ避難**
⇒やむを得ない場合に指定避難所へ

致命的
不適合

- 「在宅避難」「留まる避難」の用語の普及？
- 近年の**避難途上で被災**した事例の報道？
- ◎集会所の尊重 (コミュニティの**中心**)？

◎風水害について、早急に認識の是正・共有と新たな対処要領の確立・住民周知が必要
⇒風水害への対処を先行して地区防災計画作成

【地区の特性 (ハザードマップ)】



本計画の特徴

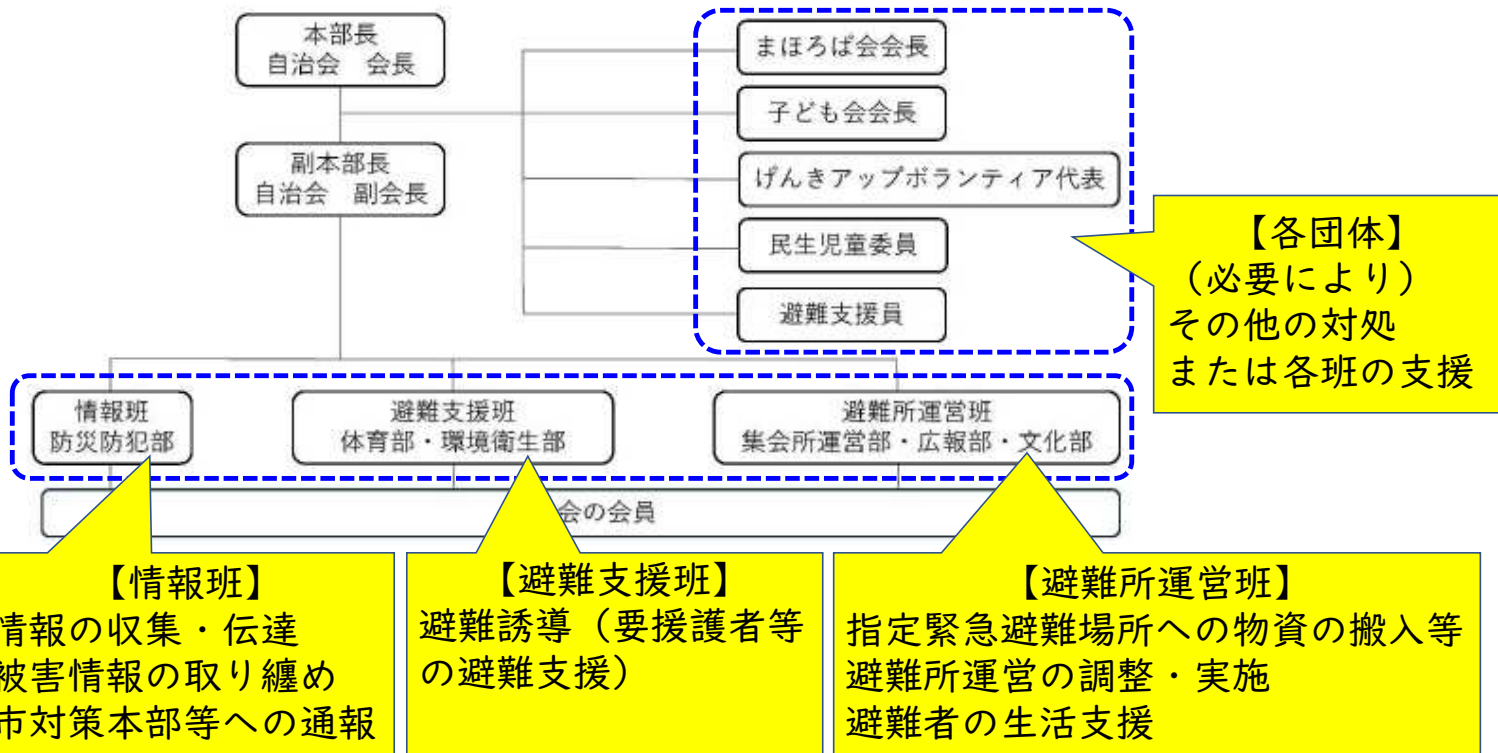
- ◎地区防災計画の**最初の一步**として、**風水害対応に限定**して対処計画を作成
⇒地震への対処や避難所運営の細部については**今後、作成・拡充することを明記**
- ◎集会所は避難施設としてではなく、**地区の災害対策本部**として活用
⇒Lev 4 「避難指示」発令で撤収し、**指定緊急避難場所に移設**
- ◎避難の促進：役員による避難の声かけ＋率先避難による「**正常性バイアス**」に対処
- ◎地区防災計画の要点の**会員への周知・徹底を重視**

計画骨子（対処計画）概要①

状 況	主 要 対 処 内 容
大雨警報発表時 台風接近時	<ul style="list-style-type: none"> ○役員間の相互連絡、現状把握、認識共有等 ○要援護者※の避難支援員に（状況確認し）支援の準備を要請 ○必要により集会所に主要役員集合・災害対策本部設置
Lev 3 「高齢者等避難」発令	<ul style="list-style-type: none"> ○集会所に主要役員集合・災害対策本部設置 ○会員へ「高齢者等避難」の発令を周知（自治会公式LINE活用） ○要援護者の避難支援員に支援の実施を要請（確認） ●避難支援員が対応困難な場合⇒避難支援班に対応指示
Lev 4 「避難指示」発令	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部を指定緊急避難場所（壺分小学校）に移設 ○要援護者※の避難支援状況確認 ○各班毎に住民に避難を促しつつ、各役員も率先避難
Lev 5 「緊急安全確保」発令	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難状況を確認 ⇒避難未実施住民に垂直避難等、自宅での安全確保を指示
被害又は兆候の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有・周知、住民の安否確認、市の活動への協力 等

※：「生駒市災害時要援護者支援プラン」への登録者

計画骨子（対処計画）概要②



その他の事項（今後の活動の概要）

項目区分	内 容	
地区防災計画の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○地区防災計画の全戸配布 ○ポイントを自治会報で反復し回覧 ○防災計画に基づく訓練の実施（年1回以上） 	
防災知識の普及啓発	広報紙・チラシの配布、研修会の開催（年1回以上）	
計画の見直し 改善（充実）	風水害対処	訓練や対処活動の実績を踏まえて毎年見直しを実施
	地震災害対処	定期的に委員会を開催して作成（令和8年2月末まで※）
	避難所運営 （壺分小）	壺分小学校への避難を予定する自治会と連携して作成 （ “ ※）
自主防災会の見直し・改善	防災士資格取得の支援や防災会顧問の設置等を検討	

※：令和7年度に生駒市総合防災訓練の実施を想定し、その準備・実施の機会を活用した検討・検証を予定。